

議会基本条例各条文案

【2-1 議会の活動原則】

A案	<p>議会は、市民の代表機関であることを十分認識するとともに、公正性、透明性等を確保し、<u>市民に関かれた議会</u>を目指す。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める。</p> <p>3 議会は、<u>市民の関心を高め、分かりやすい議会運営</u>に努める。</p>
B案	<p>議会は、次に掲げる原則に基づき<u>活動しなければならない。</u></p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保するとともに、<u>市民に関かれた議会であること。</u></p> <p>(2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。</p> <p>(3) 市民本位の立場から、市長等(市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。</p> <p>(4) 市民参加の機会の拡充を図り、<u>市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。</u></p> <p>(5) <u>議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。</u></p>